

平成20年1月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成20年1月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成20年1月10日(木) 午後3時00分 開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第37号 市川市の事務の委任及び補助執行に関する協議について
議案第38号 平成20年度市川市教育委員会事務局の組織改正について
議案第39号 平成20年度使用教科用図書採択変更について
 - 6 報告第19-2号 公の施設における暴力団等排除のための関係条例の整備に関する条例の制定に関する臨時代理の報告について
報告第20号 公の施設における暴力団等排除のための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定に関する臨時代理の報告について
 - 6 その他
 - (1) 平成19年12月定例市議会について
 - (2) 平成19年度2月補正予算について
 - (3) 市川市スポーツ振興基本計画について
 - (4) ローゼンハイム市の受け入れについて
 - (5) 学校版環境ISOの認定式について
 - (6) 監査結果の報告について
 - (7) 平成19年度全国学力・学習状況調査、市川市の分析結果及び平成20年度の参加について
 - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第37号 市川市の事務の委任及び補助執行に関する協議について
議案第38号 平成20年度市川市教育委員会事務局の組織改正について

- 議案第 39 号 平成 20 年度使用教科用図書採択変更について
- 2 報告第 19-2 号 公の施設における暴力団等排除のための関係条例の整備に関する条例の制定に関する臨時代理の報告について
- 報告第 20 号 公の施設における暴力団等排除のための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定に関する臨時代理の報告について

3 その他

- (1) 平成 19 年 12 月定例市議会について
- (2) 平成 19 年度 2 月補正予算について
- (3) 市川市スポーツ振興基本計画について
- (4) ローゼンハイム市の受け入れについて
- (5) 学校版環境 ISO の認定式について
- (6) 監査結果の報告について
- (7) 平成 19 年度全国学力・学習状況調査、市川市の分析結果及び平成 20 年度の参加について

- 5 出席委員 五十嵐 芙美子
吉岡 博之
井関 利明
宇田川 進
西垣 惇吉

- 6 欠席委員 なし

7 出席職員、職・氏名

教育次長	松永 潤	教育総務部長	小川 隆啓
教育総務部次長	栗原 久則	学校教育部長	田中 庸恵
学校教育部次長	山崎 繁	生涯学習部長	鋒崎 修二
生涯学習部次長	浮ヶ谷 隆一	企画調整課長	福田 明
就学支援課長	松本 辰夫	教育施設課長	渡邊 静男
義務教育課長	古山 弘志	指導課長	高橋 邦夫
保健体育課長	西川 裕二郎	教育センター所長	伊東 秀樹
生涯学習振興課長	齋藤 忠昭	地域教育課長	鈴木 郁夫
青少年育成課長	石井 正夫	公民館センター長	堀切 公雄
中央図書館長	漆原 利一	考古博物館長	堀越 正行
自然博物館長	西 博孝	スポーツ推進課長	賀田 厚彰

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課長		青木	一雄
教育総務課	主 幹	山田	修一
〃	副主幹	高井	裕美子
〃	副主幹	谷内	弘美

○ 五十嵐委員長

ただ今より、平成 20 年 1 月定例教育委員会を開催いたします。本日の会議は、委員の全員が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により成立いたしました。会期の件ですが、市川市教育委員会会議規則第 3 条第 2 項の規定により、この定例会の会期は本日 1 日といたします。本日の議事日程でございますが、お配りしております会議次第に従って、議事を進行いたします。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第 39 条の規定により、会議録署名委員は委員長、井関委員、西垣委員を指名いたします。続きまして、議案に入らせていただきます。議案第 37 号 市川市の事務の委任及び補助執行に関する協議についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 企画調整課長

資料の 1 ページをご覧ください。議案第 37 号 市川市の事務の委任及び補助執行に関する協議についてご説明いたします。スポーツ部門の事務については、現在、教育委員会の権限のもとに、市長部局の職員が事務を執行するいわゆる補助執行の手続きにより行われているところであります。この件について平成 20 年 4 月 1 日からは補助執行を解除したい旨の協議の申し入れが、平成 19 年 12 月 25 日付けで市川市長よりありましたので、委員会の議決をお願いするものです。提案理由は、昨年 4 月の組織改正によりスポーツ部門が生涯学習部から市長部局の保健スポーツ部に移管され、その時点では、スポーツに関することについては、教育委員会の職務権限という規定しかありませんでしたので、補助執行の手続きをとる必要がありました。その後、昨年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われ、第 24 条の 2 第 1 項で首長の職務権限の特例が追加されまして、条例で定めることを条件にスポーツおよび文化に関して首長に職務権限を持たせることもできるようになっています。市長部局では、この条例を 2 月議会に提出する予定でありますので、可決されて権限が市長に移りますと、補助執行の手続きが不要になります。そこで補助執行を解除する必要がありますので、ここに協議書案を提案するものです。それでははじめに、2 月議会に市長部局から提出する予定の条例案についてご説明いたします。資料は 4 ページから 9 ページになります。まず、4 ページをご覧ください。右上に参考と印をしてあります通り、この条例案について審議していただくものではありませんので、ご了承ください。条例の名称は、仮称市川市長が管理及び執行する教育に関する事務を定める条例となっています。第 1 条では、昨年改正されました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 24 条の 2 第 1 項の規定に基づきまして、教育に関する事務の一部を市長が管理し、及び執行することとすることに関し、必要な事項を定めるとしてあります。第 2 条では、市長が職務権限を持つことになる事務としてスポーツに関すること、文化に

関することの二点を明記するものであります。この条例が可決されますと、本市においては平成 20 年 4 月 1 日からスポーツと文化の職務権限が、市長に移ることになります。続きまして 5 ページをご覧ください。スポーツに関する権限が市長に移ることにより、関連する条例の改正も必要になります。市川市スポーツ振興審議会条例は、第 2 条の任務で現在は、教育委員会が諮問することになっていますが、改正案では教育委員会または市長が諮問することになります。また、第 4 条の委員においては、これまでは教育委員会が市長の意見を聞いて任命していたものが、改正案では市長が教育委員会の意見を聞いて任命することになります。このように市川市スポーツ振興審議会条例では、スポーツに関する権限が市長に移っても、教育委員会の関与が残ることになります。続きまして、6 ページの市川市市民体育館の設置及び管理に関する条例および 7 ページの市川市市民プールの設置及び管理に関する条例については、現行の条文で教育委員会となっている部分が改正案では、市長に置き換える内容になっています。この 2 つの条例では、教育委員会の関与がなくなります。この条例案については、本日の定例教育委員会で審議いただくものではありませんが、市長がこの条例案を出すにあたりまして、1 つの条件があります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 24 条の 2 の第 2 項に地方公共団体の議会は、当該条例の制定または改廃の議決をする前に、教育委員会の意見を聴かなければならないと規定しております。従いまして、今後、議会から意見を求められることとなりますので、どういふ方法で行うのか調整しているところでもあります。前置きの説明が長くなりましたが、本題に入りたいと思います。それでは、3 ページに戻っていただきたいと思います。昨年 12 月 25 日付けで市長から教育委員会委員長あてに届きました、補助執行解除の協議申し入れ書の写しになります。詳細については、2 ページの協議書案で説明させていただきます。市川市の事務の補助執行に関する協議書案の第 1 条では、補助執行を解除する事務といたしまして、スポーツに関するものと規定しています。これは、スポーツについては補助執行の手続きをとって組織が市長部局に移りましたが、文化についてはこの手続きをとっていませんので、スポーツのみが解除の対象になります。第 2 条では、補助執行を解除する条件として、先ほど説明しました条例を市長が議会に提出し、それが議会に承認された場合に関連する規則を定めることとしております。附則において、実施日を平成 20 年 4 月 1 日としております。以上で説明は終わりです。この協議書案のとおり、仮称市川市長が管理及び執行する教育に関する事務を定める条例が議決されることを条件に、スポーツに関する補助執行を解除してよろしいか、ご審議の程よろしく願います。

○ 吉岡委員

首長がスポーツや文化について権限を持つ方がいいという法律改正がされ

た理由を教えてください。

○ **企画調整課長**

スポーツや文化は、政治的な中立性というようなことが学校教育ほどには求められていない。また、スポーツや文化は街づくり政策の一環として、文化を広めるための市民活動を幅広くやっていくときに、市長部局が予算権限を持っていますので、市長部局にあった方が街づくりとしては進めやすいという判断があって、文部科学省の中央教育審議会や教育制度分科会におきましても議論をされていて、文化とスポーツについては、市長部局と教育委員会のどちらがもつかは、地方公共団体の実状に合わせて判断すればいいのではないかという答申が出ていましたので、それを受けて法律の改正が行なわれたものと思います。

○ **五十嵐委員長**

市川市スポーツ振興審議会条例の2条に教育委員会に建議するとありますが、建議は教育委員会になるのですか。

○ **企画調整課長**

この点については、色々検討をしましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたということに関連しまして、国のスポーツ審議会に関する法律が変わりまして、その中でこのような形に改正されておりますので、国の法律に合わせてこの条例も作っております。権限が市長に移っても引き続き諮問した内容を建議するのは、教育委員会が行なうこととなります。

○ **井関委員**

具体的には何が変わるのですか。

○ **スポーツ推進課長**

昨年から補助執行という形で行ってききましたが、法律が改正されたために市長部局としての取り扱いができるようになったものです。教育の分野だけでなく、保健を含めた幅広い分野を取り入れやすくなったと考えております。

○ **宇田川委員**

WHO健康都市宣言をしたことから、スポーツ部門は市長部局に移ったと考えていいのですか。

○ **スポーツ推進課長**

それも含めてのことと理解をしております。スポーツについては、教育の分野だけではなく、街づくりの観点、地域づくりの観点など市長部局での対応も考えてのことで、WHO健康都市宣言が引き金になったことは事実であります。それだけではないと理解しております。

○ **吉岡委員**

元旦マラソンは、元旦でなければいけないのですか。お手伝いする方が大

変だと思えます。

○ **スポーツ推進課長**

今回、はじめて参加者の方にアンケートを取らせていただいておりますので、検討させていただきます。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、議案第 37 号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第 38 号 平成 20 年度市川市教育委員会事務局の組織改正についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **企画調整課長**

資料の 10 ページをご覧ください。平成 20 年度市川市教育委員会事務局の組織の一部を改正したいので、審議をお願いするものです。提案理由は、新年度に向けて市長部局において組織改正が予定されておりますが、教育委員会事務局内部においても検討した結果、教育行政における様々な課題に柔軟に対応し、効率的かつ機能的な体制にするため、行政組織を一部改める必要が生じたので、ここに提案するものであります。続きまして、11 ページをご覧ください。組織改正案についてご説明いたします。教育総務部は現在、4 課で構成されております。このうち企画調整課と教育総務課を統合しまして、課の名称を教育政策課といたします。教育基本法の改正や教育 3 法の改正など教育を取巻く環境が大きく変わる中、教育委員会の役割が大きくなるとともに、新たな課題も生じてきております。このようなことから、教育委員会の会議を担当する教育総務課と教育行政の企画立案を担当する企画調整課を統合することにより、今日的な課題に対応し、企画部門の強化を図る目的で統合するものです。また、教育総務課の事務の多くは、教育委員会に所属する職員約 500 人、臨時職員等約 180 人の方々を対象に人事・福利関係の事務を行っており、重要な個人情報も多い部署ですので、業務の責任者として課長相当職の人材が必要なことから、教育政策課の中に人事・福利担当室を設置したいと考えております。説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○ **吉岡委員**

組織改正はどこで話し合っているのですか。

○ **企画調整課長**

全庁的には、行革推進課が毎年、市全体の組織を考える中で、教育委員会に

対しても提案がありまして、教育委員会としての立場を検討しながら案を出しております。

○ **吉岡委員**

改正するメリットは何ですか。

○ **企画調整課長**

教育委員会の充実が言われておりますので、議題を教育委員会に出すことについては、教育総務課よりも企画調整課が情報を持っていますので、教育委員会を活性化していく意味ではいいのではないかと考えております。

○ **井関委員**

教育委員というのは市川市の将来の教育をどのようにもっていったらいいかの議論があるところだと思っていました。場合によっては、文部科学省が出した通達をそのまま受けて市の条例を変えるのではなくて、これはこう解釈して市川ではこうやろうではないか。あるいは、これは受け付けないということがあってもいいと思うのです。そのようなことを教育委員会はやるのではないかと考えていたのですが、今までのやり方ですと事務局の案件を承認する場所なのだという感じがしました。市の外部から来るものもどのように受け止めて、どのように判断するか、どのように修正するか、文部科学省から来たものは、解釈で運用するもので、解釈はひと通りではないと思います。法律の条文解釈というのはいくらでも解釈ができるのです。そういうことをここで論じていいのではないかと思います。

○ **五十嵐委員長**

討論された結果が議案として出されますので、プロセスも提案していただく考える材料になると思います。それでは、議案第 38 号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第 39 号 平成 20 年度使用教科用図書の採択変更についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **指導課長**

資料の 12 ページをご覧ください。提案理由としましては、教科書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 6 号の規定により、その権限は市町村教育委員会にございます。このことから、本市が使用する平成 20 年度使用教科用図書については、小学校用、中学校用、特別支援教育用とも、平成 19 年 8 月の定例教育委員会で議決されたところでございます。

また、その採択内容にしたがって平成 20 年度の使用教科書の必要冊数を各学校ごとに需要数として、千葉県教育委員会に報告を終えているところでございます。しかしながら、採択いただきました学校教育法第 107 条による一般図書の一部について、発行者から文部科学省に対して、絶版及び在庫不足等の理由により供給不能であるとの申し出がありました。供給不能となりましたのは、国語の 13 番ポプラ社の音の出るちっちゃな絵本 1 のりもの(1)、14 番永岡書店のどうぶつサウンドえほん(ミニ)、職業・家庭の 17 番全日本手をつなぐ育成会の自立生活ハンドブック 9 あたらしいほうりつの本の 3 種類でございます。先般、このことについて、文部科学省からの通知を受け、千葉県教育委員会から各市町村に採択変更とそれに伴う需要数変更の報告依頼がありました。本市では供給不能となった学校教育法第 107 条による一般図書 3 種類のうち、永岡書店のどうぶつサウンドえほん(ミニ)について、特別支援学校が 2 冊を需要数として報告しておりました。そこで、別紙(案)平成 20 年度使用教科用図書の採択結果により、採択内容の変更についての議決をいただき、それに基づいて改めて需要数の変更を行なう必要がございます。

○ **五十嵐委員長**

他の図書から選ぶということになります。議案第 39 号を採択いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、議事 6 報告に入らせていただきます。報告第 19-2 号・第 20 号については、内容が関連しておりますので一括して報告してください。それでは、報告第 19-2 号 公の施設における暴力団等排除のための関係条例の整備に関する条例の制定に関する臨時代理の報告について、報告第 20 号 公の施設における暴力団等排除のための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定に関する臨時代理の報告についての説明を求めます。

○ **生涯学習部長**

資料の 15 ページをご覧ください。報告 19-2 号でございますが、先にお詫びをさせていただきます。市民体育館、スポーツ施設とメディアパークの映像文化センターについては、平成 19 年度から補助執行という形で市長部局に移管をされた事務でありまして、本来は 12 月の定例教育委員会の際に公民館等の暴力団の排除に関する条例の報告をさせていただいたときに併

せてご報告するところですが、補助執行の部分についてもれてしまいまして、今回、ご報告をさせていただくものです。具体的な内容ですけれども、平成19年12月4日に臨時代理をさせていただきましたので、ご報告をさせていただくものです。公民館等の条例の改正におきまして、暴力団等の排除を盛り込ませていただいたものとまったく同じでございます。まず、市川市市民体育館の設置及び管理に関する条例の改正でございますけれども、第4条の使用許可におきまして、新たに第2項を追加しまして、暴力団を排除するための必要な諸規定を新たに記載したところでございます。続いて、第7条の使用の停止等も同様に新たに暴力団の使用を排除するために必要な規定を各号で規定をしているところでございます。続きまして、20ページ市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてもまったく同様でございます。第7条使用の許可等におきまして、第2項に暴力団の排除を盛り込んでおります。21ページの第10条の使用の停止等についても同様でございます。これは、前回の定例教育委員会でも報告させていただきましたけれども、暴力団が一市民としてなされる行為についてまで排除するというものではございません。暴力団が勢力の拡大とか営利を目的とした行為を公の施設から排除しようとするものです。以上でございます。続きまして、報告20号になります。22ページをご覧ください。公の施設における暴力団等排除のための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について、市川市教育委員会事務委任規則第2条の規定により、平成19年12月18日に別紙のとおり臨時代理しましたので、同規則第3条の規定によりこれを報告するものです。具体的には、市川市市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正ですが、市民体育館の使用申請書の中に条例で改正をさせていただきました暴力団等の排除に関する記述、文言を記載したものでございます。続いて、市川市少年自然の家等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についても、まったく同様で利用申請書の書式の中に暴力団排除に関する記述を追加で記載をしたものでございます。続いて、市川市中央図書館、市川市映像文化センター及び市川市教育センターの管理に関する規則の一部改正についても、まったく同様の改正で書式の中に必要な記述をしたところでございます。続きまして、市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についても、同様の流れの中で、改正をしております。続きまして、市川市林間施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についても、まったく同様でございます。12月定例市議会におきまして、基になります暴力団の排除に関します条例の一部改正について、可決いただいたところから、これに関わりますそれぞれの施行規則を条例の改正に伴って、改正をしたものでござ

います。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

質疑がないようですので、報告第 19-2 号、第 20 号を終了いたします。続きまして、その他に入らせていただきます。(1)平成 19 年 12 月定例市議会について説明してください。

○ **教育次長**

議会の日程は、11 月 28 日から 12 月 13 日の 16 日間でした。12 月の定例教育委員会会議の際に、議案質疑の部分は説明させていただきましたので、今日は一般質問の主な内容について簡単に説明させていただきます。一般質問は、12 月 4 日から、35 名の議員が一般質問にたちました。教育委員会関係では、お手元の資料のとおり、再質問も含め 14 名の議員から質問を受け、各部長が答弁しました。教育総務部関係では、公立幼稚園の統廃合について、幼稚園の補助金等のアップについて、第 3 子以降の保育料の完全無料化についての方向性と考え方、特別支援を要する園児への対応、私立幼稚園の預かり保育について、地球温暖化と環境教育について、田尻工業地域内のマンション建設に伴う学校の対応について、学校教育部関係では特別支援に関して、特別支援コーディネーターの活動状況について、各学校の特別支援体制について、特別支援学級設置の見通しについて、合同学習発表会について、全国学力状況調査について、学校のパソコンのサーバーの人への影響について、AEDを含む普通救命講習の実施について、無理難題を押し付けて学校を混乱させている親の存在について、教育機関におけるDV、デートDVの取り組みについて等でした。生涯学習部関係では、障害児の放課後対策について、大野公民館の移転について、公民館の調理室設備の改善について、外環道路用地内で発掘された遺跡の扱い方について、教育総務部関係では地球の温暖化と環境教育についてということで、普通教室へ冷暖房を設置した場合、環境への影響、環境負荷の対策はということと、環境省が進めているエコフロー事業を本市でも活用しては、という質問です。環境への影響では、環境への負荷の少ない機種を導入する、直射日光を遮る・既存の扇風機を併用する・設定温度等を適正に保つ等により光熱費を抑制していく、エコフロー事業については、すでに指定を受けた先進校の事例から制度並びにその有効性について研究していく旨を答弁しました。幼稚園関係については、公私格差を是正するという観点から、私立幼稚園関係の補助金を大幅に引き上げては、という質問や、公立幼稚園の統廃合についての考えは、などの質問がありました。公私格差について、公費負担の試算方法にもよるが、市が負担している公費に県が私立幼稚園に補助している公費を加えると、この時点では公費負担の公私格差はない。しかし、保護者の負担という観点では、近隣市と比較すると私立幼稚園園児補助金に格差があるので、近隣市とのバランスを考えながら、増額を検討していくこと。公立幼稚園の統廃合については、園児

が減少し、増加が見込めない園については、統廃合を視野において、幼児教育センターなどの新たな幼稚園施設への転換などを検討していくと答弁しました。学校教育部関係では、特別支援に関して、特別支援教育元年といわれる中で、各学校での特別支援体制の整備状況は、市全体での特別支援学級設置の見通しについてはどうなっているか、さらには、合同学習発表会の会場及び来賓への対応について等がありました。各学校での特別支援体制の整備については、コーディネーターの活動・校内委員会の設置等順調に整備されているが、個別指導計画が保護者の理解等が必要であることから、作成がやや遅れている旨を答弁をしました。特別支援学級設置の見通しについては、すでに次年度新たに学級を設置する計画があることを説明しました。合同学習発表会の会場を行徳文化ホールにしたのは何故か、来賓も参加しづらかったという指摘は、今回初めて会場を行徳地区に変えた意義を説明するとともに、次年度はより子どもたちが発表しやすい会場を設定していく旨を答弁し、理解を得ました。全国学力学習状況調査については、2名の議員から質問がありました。この調査の意義・内容と分析結果、その活用方法、さらには次年度の参加の有無を問うものでした。一人は、どちらかというところの結果により、子どもたちや教職員に必要な以上のプレッシャーが加わることはないようにという質問と、もう一人は、もっと細かな数値を公表して、評価すべきという質問でした。どちらも、文科省の通知、さらに市教委の実施の方針を丁寧に説明しました。また、次年度の参加については、メリット・デメリットを検証していくが、積み重ねの結果を有効利用していく観点からも、次年度は参加の方向で検討を進めていく旨を答弁しました。無理難題を押しつけて学校を混乱させている親の存在については、いわゆる、モンスターペアレントについての市教委の対応姿勢を問うものでありまして、理不尽な要求を行う親の存在が、正常な学校運営や学級運営に影響を与えるような場合には、市教委・学校が連携して、毅然とした対応をしていく旨の答弁をしました。生涯学習部関係では障害児の放課後対策について、特別支援学校に放課後保育クラブの設置をという質問でしたが、現状では施設上、教室に余裕がないとの理由から、分校設置と同時での同校への設置は難しい、障害児に対するディサービスやレスパイトサービス、他のサービスの展開状況を見極めながら、全市的な視点で、特別支援学校・支援学級の児童の放課後対策の方向性を検討していくと答弁しました。公民館の調理室設備改善について、公民館会場とした料理教室に参加したが、調理器具が時代遅れで、レシピ通りに調理してもうまくいかない、調理室の整備を進めてほしいとの質問でした。食の重要性・食育の重要性が高まってきているので、調理学習環境をより整備するという観点で、順次・計画的に整備を進めていきたい旨を答弁しました。以上、答弁の一部ですが、報告させていただきます。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(2)平成 19 年度 2 月補正予算について説明してください。

○ **企画調整課長**

2 月補正予算については、資料の 33 ページをご覧ください。ここに示しました 2 月補正予算の原案は、各課の要望状況です。今後に行われる財政部長ヒアリングや市長・副市長査定によって調整のうえ、予算案として確定しますので、現在では、まだ流動的であるということをご了承いただきまして、説明させていただきます。はじめに歳入ですが、第 12 款、使用料及び手数料については、放課後保育クラブの保育料ですが、入所児童数が当初の見込みを上回る見込みとなったことから、2,103 万 8,000 円を増額するものです。第 13 款、国庫支出金、4,901 万円ですが、まず、教育総務費国庫補助金、幼稚園就園奨励費国庫補助金で、この後で説明しますが、歳出の私立幼稚園就園奨励費補助金において、補助金を算定するうえで基礎となる国の補助単価決定額が予算積算時の概算単価を下回り不用額が生じることから、歳入においても、1,890 万 1,000 円を減額するものです。次に、小学校費国庫補助金、中学校費国庫補助金の安全・安心な学校づくり交付金については、大柏小学校体育館や南行徳小学校校舎、特別支援学校校舎などの耐震補強工事などに対する国からの交付金ですが、国からの交付が当初見込みを上回る額で配分があったことから、小中学校費合わせて、6,791 万 1,000 円を増額するものです。続いて、第 14 款、県支出金の放課後児童健全育成事業費補助金は、放課後保育クラブの運営に対する補助金ですが、今年度から新たに開設日数加算や改修経費に対する補助の新設など、補助金交付要綱の改正があり、当初見込みより、5,548 万 8,000 円を増額するものです。第 20 款、市債については、対象となる事業は、国庫補助金と同様、小中学校の校舎や体育館の耐震補強工事などがありますが、今回、国庫補助金の安全・安心な学校づくり交付金が増額されたことにより、市債の対象となる経費が減となるため、小中学校債合わせて、6,280 万円を減額するものです。歳入の合計では、6,273 万 6,000 円の増額を要望しています。次に、歳出について説明いたします。第 1 項、教育総務費、第 2 目、事務局費の負担金補助及び交付金、私立幼稚園就園奨励費補助金は、先程、歳入のところで説明したとおり、補助金を算定するうえで基礎となる国の補助単価決定額が予算積算時の概算単価を下回ったことにより、7,000 万 3,000 円の不用額が生じる見込みとなったため、減額するものであります。2 月補正予算につきましては、2 月の定例教育委員会で確定したものを報告させていただきたいと思っております。以上です。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(3)市川市スポーツ振興基本計画について説明してください。

○ スポーツ推進課長

昨年の3月にスポーツ振興基本計画については、教育委員会の中でご審議をいただきまして、ご了解をいただいたところです。昨年の4月からスポーツ振興基本計画について、どのような形で実施、遂行していくのかの検討に入りまして、それを昨年の10月にかけてまとめ上げたものでございます。その内容については、スポーツ振興計画事業計画としてまとめさせていただきました。事業計画のまとめ方については、庁内関連部署を含め、様々な部署との検討を進めてきたものですが、どのような形で事業を実施していくのかということをも、地域で検討しました。なぜ地域かといいますと、地域特性並びに人口特性などの要件が違ってきますので、振興計画を基本的に進めていくにあたり、細かい設定をすることが4つのゾーンに分けることによって可能になると考えて、4つのゾーンに設定させていただいております。4つのゾーンについては、北西部のゾーン、国府台・国分川を中心としたゾーンで、北東ゾーンは北方の市民プール・大柏川を中心としたゾーン、中部ゾーンは本行徳のコミュニティゾーン並びにクリーンスパを中心としたゾーンでございます。それと南部のゾーンに区域を分けて、検討並びに実施を進めていきたい考えでございます。それと共に4ゾーンの中で、さらに時系列に分けて検討しております。時系列に分ける理由としましては、振興計画については、10年間を目途として実施をしていくものですので、10年間の中でどのような形で優先順位を付けて進めていくのかということも事業計画の中で明確にいたしました。その作業を半年かけて明確にしたものでございます。それと共にもうひとつ、年度ごとの事業計画、振興プログラムについては、予算化を伴うものでございますので、担当課と協議をし、予算化と同時に公表してまいりたい、予算については年度ごとに違ってきますので、振興プログラムの発表については、本年であれば20年の3月前後になるのではないかと、議会の承認を得た上での振興プログラムの発表になるのではないかと考えております。以上でございます。

○ 五十嵐委員長

ありがとうございました。次に(4)ローゼンハイム市の受け入れについて説明してください。

○ 指導課長

教育委員会では、日本及び市川市の国際化・国際理解の必要性から、国際感覚豊かな青少年の育成を目指し、平成4年度からニュージーランド、平成15年度からはドイツ・ローゼンハイム市に中学生を派遣しております。また、受入事業については、平成6年度・9年度にニュージーランドより、平成16年度・17年度・18年度とドイツより青少年を受け入れ、相互交流を深めてまいりました。この度、ローゼンハイム市立のメートヒェン・リアルシューレから生徒14名、引率1名を2月7日から17日にかけて、受け入れること

となりました。受入生徒はホームステイをしながら、市内市立中学校に体験入学をしたり、市長・教育長への表敬訪問及び市内・都内視察などを予定しております。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(5)学校版環境 I S O の認定式について説明してください。

○ **指導課長**

1月28日の午後3時30分から学校環境 I S O 認定式を行ないます。この事業は、各学校の児童生徒・教職員が、自分たちの学校に合った環境にやさしい活動や環境学習に知恵を出しながら取り組むというものです。今年度も継続指定校5校と新規指定校5校の10校が工夫をしながら取り組み、教育委員会による12月の監査では、全校が適合の判定を受けることができました。新規指定校では、絶滅危惧種のクロメダカの保護を活動の中心にすえる学校、ごみ大臣、水道大臣などを決めて学校の活動をチェックする学校、学校独自で学校版 I S O の会員登録を行なう学校などの活動が報告されました。認定式では、新規指定校の大柏小学校、柏井小学校、塩焼小学校、下貝塚中学校、高谷中学校に認定証が授与されます。また、2年目の指定校による取り組みの報告が行なわれます。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。それでは、次に(6)平成19年度全国学力・学習状況調査、市川市の分析結果及び平成20年度の参加について説明してください。

○ **指導課長**

パワーポイントを使って説明させていただきます。全国学力・学習状況調査について、平成19年度の分析結果及び平成20年度の参加についてご説明いたします。はじめに平成19年度の分析結果についてご説明させていただきます。分析は教育委員会内にプロジェクト会議を組織し、昨年12月にまとめたものです。市川市の児童生徒の全体的な状況については、国語、算数・数学の教科に関する調査では、全国の平均正答率と比較すると小学校、中学校ともに、全国の平均正答率の上下5ポイント未満であり、おおむね良好であるという状況でございます。特に小学校は、応用問題の正答率が高く、国語では計画的・効果的に話し合いを進める、複数の文章を比べて読む、算数では身近な図形の面積を式に表したり、求め方について説明したりするなどが、全国の平均正答率を5パーセント以上上回る、良好であるという状況でございます。中学校は、知識問題の一部、国語の歴史的仮名遣いを現代仮名遣いに直す問題や数学の等式の変形が全国の平均正答率を5ポイント以上上回る、良好ではない部分が見られました。具体的な問題で申し上げますと小学校国語B活用問題におきまして、同じ本を読んで書いた二人の感想文か

ら、共通する書き方の良いところを書くという問題がございました。この問題におきましては、市川市は全国を約5ポイント以上、上回っている良好であるという結果がでました。この成果があらわれた要因としましては、市川市が読書教育の重要性を認識し、市内がひとつの図書館になって取り組み、その事業の充実に永年にわたり努めてきたことがあげられます。1つ目には、市川市の小中学校には学校図書館員が配置され、教職員とともに学校教育を進めております。2つ目は、本好きな児童生徒、読解力を身につけた児童生徒の育成を目指して、読み聞かせや朝の読書、教科学習に多様な読書資料を活用した調べ学習の充実に努めていること。3つ目、小学校におきましては、千葉県青少年読書感想文コンクールへの参加率が高く、先生の指導のもとに感想文を書いていること。4つ目、市川市学校図書館教育部会が中心となって毎年発行している読書感想文集いちかわ、及び市川子どもの本の会発行の子ども本200選などによって、児童がすぐれた作品に触れる機会に恵まれていることがあげられると思います。市川市の教育施策の効果が現れていると捉えています。しかしながら、中学校国語B、活用、文学作品を評価しながら読む、蜘蛛の糸の問題におきましては、根拠を示しながら自分の考えを書くことが苦手な生徒が目立ったことがわかりました。具体的には蜘蛛の糸を読んで、第3の場面がないほうがいいという意見とあった方がいいという対立する意見のどちらに賛成するかを問い、80字以上120字以内でという条件のもとで、理由を書くように求められた問題がございました。この問題では、おおむね良好であるという結果でしたが、全国的にみても正答率が低めで無回答率も高くなっていますが、本市においても同様でありました。理由が言えて、その子なりの感性で書いていく問題なのですが、市川市としては読書教育に力を入れてきましたので、ある程度の正答率を期待していました。今後はいろいろな視点から作品を評価・批評させて、自分の視点を通して表現させたり、読みと思考をともに行なえる学習活動を工夫したりすることが必要であると捉えています。小学校、中学校におきまして、同じ施策をとっておりますが、今後、中学校において、多様な観点からどのように進めていくかが課題となっております。算数を例に説明いたします。小学校Bの活用問題は総合的な問題が多く、学んだ知識を活用する力が備わっているかを見ようとしています。全国的に知識はあるが、活用する力が不足しているという課題があげられています。資料2枚目になります。①の問題は、単純に平行四辺形の面積を求める問題で、②は2つの面積を比較し、さらに広いほうを決めたわけを説明する問題になります。全国的に①に比べて②の正答率が低くなっています。市川市も同様で、①を100パーセントとすると②はほぼ4分の1になっています。これが正解になるためには、道路の条件を読みとる。それぞれの公園の面積をだす。そして、面積を比較し、東公園の方が広いと書くという手順が必要となります。授業の中で扱われている問題には①のよ

うに解決に必要な情報だけが与えられていて、それ以外の情報は含まれていないことが多く見られます。②のように必要でない情報が含まれている場合には順を追ってうまく考えていかなければなりません。中央公園の底辺と高さをどの場所から求めて、どこを高さと見ていくのか。必要な数値以外が書かれていますので、地図から基本的な図形を見出し、必要な情報を取り出して、面積を比較し説明をしていくこととなります。さらに必要な数値を別のところから移動させなければいけません。この問題では中央公園の高さを160メートルとした誤答が30パーセント程度ありました。底辺かける斜辺と考えてしまったわけです。必要な数値が与えられていれば、面積は求められますが、数値を選択して面積を出すという問題は解決ができないという傾向が見られました。必要な数値を判断する力、必要な情報と必要としない情報を判断する情報選択能力は、将来にわたり必要となる力であります。多くの情報を含んだ場面や課題を提示して、問題解決のために必要な情報を選択する活動を取り入れるなど、学習の工夫が必要であると考えています。質問紙調査では、全国の結果と比較すると、相手・場面に応じた言葉遣いができる、近所の人に会ったときにあいさつができる、などの割合が高く、これは、市川の学校教育3カ年計画の美しい日本語の使い手の育成、あいさつができる子ども育成などの成果と考えております。また、世の中のいろいろな出来事に関心が高く、新聞やテレビのニュースをよく見ている児童生徒の割合が高い結果が出ておりました。一方で、基本的な生活習慣が確立できていなかったり、地域活動に参加していなかったりする児童生徒の割合が高いなどの特徴が見られました。今後の対応については、教育委員会が推進している教育の共有化の基に、学校・家庭・地域がそれぞれの教育力を発揮し、相互に連携・協力しながら、一体感のある教育を展開してまいります。市川の学校で勉強してよかった、市川の学校に通って良かったという子どもや保護者の声が数多く聞こえてくるように、日常の取組みの改善・充実を図っていく必要があると考えております。教育委員会においては、分析結果を踏まえ、教育施策の推進・改善を行なう。学校においては、自校の調査結果を踏まえ、その分析結果を市川の教育3カ年計画に活かすようにより具体的な計画を策定する。家庭においては、基本的な生活習慣の確立と一部学力との相関関係が指摘されていることから、児童生徒の規則正しい生活リズムや学習習慣、礼儀やあいさつを身につけさせることなどが必要である。地域においては、自治会や子ども会等が開催する地域行事の活性化を図ったり、キャリア教育における職場の提供を行なったりするなど、学校教育に関して積極的な関わりを持つことが必要であると考えております。なお、分析結果は各学校へは冊子を送付、保護者及び市民へは市川市ホームページに冊子と同様の内容を掲載しております。さらに、教育委員会としましては、各学校が今回の調査結果と学力実態の分析を的確に行い、学校としての日常の指導法の改善と個

に応じた指導の充実に努めることが大切であると感じております。市川の学校教育3カ年計画が基本となりますので、ヒアリング等で適切な指導・助言及び支援を行ってまいります。また、各学校が学力向上に向けて立案した教育計画と研究・研修計画の実現を支援する立場から、学力向上の取組み、例えば、創意と活力のある学校づくり、学習支援クラブ、少人数学習等担当補助教員、教職員各種研修事業などの取組みの充実に努める必要があると考えております。続きまして、20年度の参加についてご説明いたします。市川市としましては、平成20年度全国学力・学習状況調査に参加する方向でございます。その理由は3点ございます。1点目は、学力学習状況の把握は、全国及び県との比較も含め、指導法の改善、学力向上施策への対応、保護者との連携等の観点から必要である。2点目は、継続することで取組みの成果がより明確になり、データとしての正確性が増すと考えられる。3点目、児童生徒の学力を客観的に見る機会が必要である。概要としましては、調査日は平成20年4月22日の火曜日、対象は今年と同じで、小学校6学年と中学校3学年となっております。なお、特別支援学校の児童生徒も対象となっておりますが、市川市立特別支援学校の児童生徒は知的障害者である児童生徒であり、調査の対象としない原則となるため、参加する予定はございません。調査内容は本年度と同様でございます。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。最後に(7)監査結果の報告についてお願いします。

○ **教育総務部次長**

監査の結果については、1月7日に監査委員から教育委員会に報告があったものでございます。このことについては、地方自治法第199条第4項及び第2項の規定により実施したもので、その結果を同条第9項の規定により監査を行なったことにより提出するというものです。監査の対象は、保健スポーツ部が8部署、教育総務部が4課、学校教育部は4部署になります。これ以外に学校監査で小学校1校、中学校1校の調査がございました。監査の実施期間は、平成19年10月1日から12月26日までで、監査の範囲は、平成19年度事業、実際には19年4月1日から19年8月31日までに行なった事務処理を対象に行ないました。監査の方法は、所管する事務の内容及び財務に関する事務事業について、経理事務、契約事務及び財産管理事務は適正かつ効率的に行なわれているかを主眼として、関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに関係職員の説明を受け、また、必要に応じて現地調査を実施するということとございます。監査の結果は、所管する事務事業はその目的に沿って執行されており、次の事項を除き、適正なものと認められました。適正とは認められなかったものについては、(1)予算の執行について、年度区分の取扱いに改善しなければならない点がみられた。これは、スポーツ推進課で

す。(2)理科教材用危険薬品の管理について、改善しなければならない点が見られた。これは、指導課でございます。これ例外については問題がないと報告されています。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

改善しなければならない点は、具体的にはどのようなことですか。

○ **教育総務部次長**

スポーツ振興課については、体育指導員の報酬3月分を支払う際に、年度内の分として執行しなければならなかったのですが、予算が足らなかったため、翌年度の予算から執行してしまった。このことに対して指摘を受けたということでございます。

○ **指導課長**

理科薬品の管理について不備があったということで、具体的には学校で薬品台帳と薬品量の不一致があったとういことと所定の位置に保管されていなかった。これは、準備室で希釈したものを置いていて、授業で使う予定であったのですが、その場合でもきちんと保管はして欲しいという指摘を受けました。指導主事が現場を確認して、一部訂正を行なわせていただきました。学校にも文書で薬品の管理について通知を出しました。来年度以降については、主任会とか学校訪問の際に薬品の管理について確認いたしますし、グループ単位で相互にも点検する、学校訪問がなかった学校については、指導主事が実際に学校に訪問して、教材薬品の管理と事故防止について現場できちんと確認してチェックをする形で是正を図る予定です。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。それでは、これもちまして平成20年1月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時47分閉会)